

中井町総合計画審議会条例

昭和41年12月23日

条例第17号

改正 昭和44年7月24日条例第19号

昭和49年3月20日条例第4号

平成6年3月23日条例第1号

平成8年6月19日条例第9号

平成11年3月29日条例第3号

平成16年9月17日条例第11号

平成19年12月18日条例第16号

平成27年3月4日条例第3号

令和2年3月16日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、中井町総合計画審議会の設置、担任事項その他について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事項)

第2条 町長の諮問に応じて、中井町総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行なうため中井町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 6人
- (4) 学識経験を有する者 5人
- (5) 公募による町民 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 中井町新町建設審議会条例（昭和37年中井町条例第11号）は、廃止する。

附 則（昭和44年条例第19号）

この条例は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第4号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第3号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。